

第7章

グローバルな知的財産環境の
整備に向けて

1. 多国間、二国間会合における取組

(1) 五庁 (IP5) 会合

日米欧中韓の知的財産庁によって2007年に創設された枠組み。特許分野における制度運用調和、審査結果の相互利用、審査の質の向上、特許情報サービスの改善等の課題について、長官・副長官レベルの会合のほか、実務者で構成される作業部会等にて継続的に検討を実施。2012年以降、五庁ユーザーともハイレベル及び実務者レベルでの会合を開催し、意見交換を実施。

- 2025年5月、第18回五庁長官会合をCNIPAホストにより中国の天津市で開催。経済の革新的発展を支援するための知財の活用と商業化の促進をテーマに、主に特許のライセンスや知財金融に関する各庁の施策について意見交換を実施。また、同日に開催された五庁長官・ユーザー会合において、当該分野における五庁と五庁ユーザー団体との連携強化について意見交換を実施。さらに、会合後に五庁ウェブサイトにて、昨年の長官会合の成果物である「中小企業の成長促進のための知財の役割」に関するレポートを公開。

五庁 (IP5)



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/ip5/index.html>

「中小企業の成長促進のための知財の役割」に関するレポート



https://link.epo.org/ip5_role_of_IP_KIPO

(2) 意匠五庁 (ID5) 会合

日米欧中韓の意匠登録出願を扱う知的財産庁によって2015年に創設された枠組み。意匠分野における五庁間の国際協力を推進することを目的として、年二回の定期会合の開催やプロジェクト形式による相互協力を実施。

- 2024年12月、第10回ID5年次会合をJPOホストにより神奈川県箱根町にて開催。既存の10の協力プロジェクトと、JPOが新規提案した「新技術がもたらす意匠制度の課題」プロジェクトを含む2つの新規提案プロジェクトが採択された。ID5ユーザーセッションでは、「デザインを巡る今日的諸相 ～生成AI、インターネット上の侵害等～」をテーマとして各国ユーザー等から講演を実施。

意匠五庁 (ID5)



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/id5/index.html>

(3) 商標五庁 (TM5) 会合

日米欧中韓の商標登録出願を扱う知的財産庁によって2011年に創設された枠組み。各国企業の商標が世界各国で適切に保護、活用される環境整備を図ることを目的として、年二回の定期会合や各種プロジェクトを通じた五庁間の協力を推進するほか、ユーザーを対象としたイベントも開催。

- 2024年12月、第13回TM5年次会合をJPOホストにより神奈川県箱根町にて開催。人工知能等の新技術や変化する商習慣下における新たな商標の課題に対応するため引き続き協力していく旨確認するとともに、各国の商標手続きの調和や改善、ユーザーへのサービス向上等を目的として実施する15の協力プロジェクトと1つの新規提案プロジェクトについて進捗状況の報告と今後の進め方に関する議論を実施。また、ユーザーを交えたセミナーでは、「悪意の商標出願」をテーマとして各国ユーザー代表者による講演を実施。

商標五庁 (TM5)



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/index.html>

(4) 日ASEAN特許庁長官会合

日ASEAN特許庁長官会合は、我が国とASEAN各国の知的財産庁によって2012年に創設された枠組み。年度ごとの日ASEAN知的財産アクションプランの策定・レビューを行い、ASEAN諸国における知的財産権制度や審査手続の透明化及び効率化、知的財産権制度・運用の向上、ユーザーによる知的財産権制度の活用促進、知的財産の普及啓発等を促進するべく協議を実施。

- 2024年9月、第14回日ASEAN特許庁長官会合をブルネイで開催。AI/IoT技術における特許審査の透明性確保と予測可能性の向上、及び誤訳への対応整備の重要性を日ASEAN間で再認識し、日ASEAN知的財産共同声明2024を採択。人材育成や審査業務管理に関する協力の推進を含む、2024年度の日ASEAN知的財産アクションプランに合意。また、東アジア・ASEAN経済研究センター (ERIA) から、ブランディング戦略に係る調査研究と医薬等の注目技術の特許審査に関する調査研究の中間報告を実施。

日ASEAN



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichiasean/index.html>

(5) 日中韓協力

日中韓特許庁間における協力や直面する共通の課題の解決に向けた意見交換を行うことを目的として、2001年より日中韓特許庁長官会合を開催。また、三庁間協力の成果紹介や知財政策の議論の場として2013年より日中韓特許庁シンポジウムを開催。

- 2024年12月に同長官会合及び同シンポジウムをいずれも中国・上海で開催。長官会合では、審判、人材、商標に加え商標シンポジウム、デザインフォーラムについて議論を実施。

日中・日韓・日中韓特許庁長官会合及びシンポジウムを開催しました。また、小野長官が上海国際IPフォーラムにて基調講演を行いました。



<https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202412/2024121303.html>

(6) 三極特許庁長官会合

1983年以来継続する、日米欧三極特許庁による枠組み。実務的な議論を行う場が五庁の枠組みへと移行されて以降は、長官会合及び長官ユーザー会合にて政策的な議論を実施。

- 2024年10月に三極特許庁長官ユーザー会合及び第42回三極特許庁長官会合を東京にて開催。今次会合では、SDGsの目標9「産業と技術革新の基盤をつくろう」をテーマに、知的財産と経営の戦略的統合を特許庁がどう支援するかについて議論。

三極（日米欧）



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichibeiou/index.html>

2. 国際フォーラムにおける取組

(1) 世界知的所有権機関（WIPO）

ジュネーブに本部を置く、知的財産保護に関する国連の専門機関。加盟国数は、我が国を含め193であり、知的財産に関する諸条約の管理、国際出願制度の運用、知的財産に関するルールメイキング、知的財産分野での途上国支援等を実施。

- 2024年には、2つの外交会議が開催され、①知的財産、遺伝資源及び関連する伝統的知識に関するWIPO条約、②リヤド意匠法条約（RDLT）の両条約が採択された。いずれも、20年にわたる交渉が決着したもの。
- 2025年2月、小野長官とダレン・タンWIPO事務局長が会談し、万博において国際フォーラムの開催を通じてWIPO GREENの活用促進に貢献することや、知財活用企業への表彰を行うことについて、認識を共有。また、ジャパン・ファンド（FIT Japan IP Global）を通じたWIPO GREENの取組を今後一層拡充していくことや、WIPO GREENアンバサダープログラムへの協力などについて意見交換を行った。

WIPO



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/wipo/index.html>

リヤド意匠法条約の採択について



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/wipo/riyadh-design-law-treaty.html>

武藤大臣と小野長官がタンWIPO事務局長と会談を行いました



<https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202502/2025021402.html>

(2) 特許制度調和に関する先進国会合（B+会合）

47か国の特許庁及び2機関で構成される先進国の枠組み。特許の実体的側面での制度調和に向けて主に新規性喪失の例外（グレースピリオド）、衝突出願（未公開先願）、先使用权、18か月出願公開、秘匿特権について議論を実施。

- 2024年7月、B+全体会合（スイス・ジュネーブ）に参加。各参加ユーザー団体・知財庁から活動報告が行われたほか、B+WG（グループB+内に設けられたワーキンググループ。日本も参加）から今年度の活動報告として、3つのエリア（グレースピリオド、先使用权及び衝突出願）について、既存資料の活用等により特定した選択肢についてのさらなる研究に関する結果報告がなされた。

B+会合



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/b-plus/index.html>

(3) 世界貿易機関 (WTO)

WTO/TRIPS理事会では、知的財産権の保護に関してWTO加盟国が遵守すべき最低基準（ミニマム・スタンダード）として機能する貿易関連ルールであるTRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）に関し、同協定に基づく義務の遵守状況の審査や、同協定に関する事項についての協議等を実施。

WTO/TRIPS



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/wto/index.html>

- 2024年4月のTRIPS理事会で、コロンビアから、TRIPS協定第71条1のレビューの実施が提案され、途上国が支持。その後、議長がメンバーと協議を進め、①著作権等からレビューを開始すること、②レビューは、公式会合と連続して開催される非公式会合で主に扱うこと、③レビュー後、事実に基づく報告書を作成しTRIPS理事会において採択すること等を内容とする、レビューの範囲やタイムラインの議長案を作成。しかし、2024年12月のTRIPS理事会で、ブラジルが、議長案には合意できないとし、最終的に合意に至らなかった。2025年3月のTRIPS理事会でも大きな進展はなく、引き続き議論することとなった。

(4) APEC における知的財産権専門家会合 (IPEG)

アジア太平洋地域の21か国・地域（エコノミー）をメンバーとするAPECの知的財産権分野の専門家が集まり、専門的、具体的な検討を行う、貿易投資委員会の公式サブグループ。

APEC/IPEG



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/apec/index.html>

- 2024年8月の第59回会合では、WIPO GREEN・GXTI、D&I、特許庁におけるAI技術の活用、AI関連技術の審査事例公表、模倣品対策、知財金融、スタートアップ支援等の日本の取組を紹介。
- 2025年3月の第60回会合では、WIPO GREEN・GXTI、DE&I、特許庁におけるAI技術の活用、AI関連技術の審査事例公表等の日本の取組を紹介。

3. 途上国等に対する取組

(1) 世界知的所有権機関（WIPO）や独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携した国際協力

① FIT Japan IP Global

WIPOに支出している任意拠出金を基に信託基金「Funds-in-Trust Japan Industrial Property Global」(FIT Japan IP Global)を設置し、様々な取組を通じて、途上国における知的財産制度の整備に向けた支援を実施。

- 1987年の創設以来37年間で、総額約1億スイスフランを拠出し、100か国以上を支援。
- 2024年12月には、FIT Japan IP Globalの成果に関するイベントとして、WIPO本部において、アフリカの女性農業起業家支援、女性先住民族支援、WIPO GREENをテーマとしたパネルディスカッションに加え、各国の特色あふれる物品の商業化事例展示を実施。

世界知的所有権機関（WIPO）や独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携した国際協力



https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/experts_workshops.html

世界知的所有権機関（WIPO）のイベントにて、ジャパン・ファンドの成果がハイライトされました



<https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202412/2024121302.html>

② 専門家派遣

FIT Japan IP Globalに基づく取組を通じ、途上国における知的財産制度及び運用の整備のため、特許庁職員等を各国の特許庁等へ派遣。また、途上国のPCT、ハーグ協定、マドリッドプロトコルへの加入及び利用を促進するためのセミナーやワークショップへ、特許庁職員を講師として派遣し、我が国が条約加盟国として経験した条約加盟時の対応や運用整備に関する知見を共有。

- 2024年度までに400名以上の専門家を途上国へ派遣。

③ セミナー、ワークショップ等の開催

FIT Japan IP Globalの事業として、知財の活用や知財意識の普及啓発等に関するセミナー、ワークショップ等を実施。また、フェローシッププログラムや知的財産修士プログラムへの支援を通じ、途上国における知的財産制度の発展を担う人材の育成に貢献。

④ 途上国へのIT関連の支援

途上国における知的財産行政を効率化し、我が国企業等のビジネス展開を円滑なものとするべく、我が国からWIPOへの任意拠出金を財源としたFIT Japan IP Global等を活用し、途上国のITインフラ整備を支援。

- 2024年度は、アルゼンチンにおけるフルテキスト化プロジェクトのほか、アフリカ知的財産機関（OAPI）、エクアドル、カンボジア、ザンビア、ジンバブエ、スリランカ、ラオスにおける紙書類の電子化プロジェクトやケニア、ジンバブエ、OAPIにおけるデータ検証プロジェクト等の支援を実施。

⑤技術協力

JICAが実施する事業を通じて、知的財産制度に関する専門家として特許庁職員を途上国に派遣し、知的財産制度の整備や人材育成を支援。

- 2024年4月からJPO職員1名を長期専門家としてベトナム国家知的財産庁へ派遣。特許審査運用向上等に向けた支援を実施。
- 2025年4月からJPO職員1名を長期専門家としてインドネシア知的財産総局へ派遣。特許審査運用向上等に向けた支援を実施。

(2)産業財産権人材育成協力事業

①途上国向け知財研修プログラムの実施

産業財産権人材育成協力事業の取組として、途上国における知的財産権の保護・執行強化、知的財産権の活用及び制度の普及啓発等を推進するため、知的財産関連行政庁、税関、民間企業者等をはじめとした知的財産の専門家の能力向上を目的とした研修プログラムを実施。

- 1996年に事業を開始し2025年3月までの29年間で108か国5地域、8,293名の研修生が研修を修了。
- 2024年度は、16の研修コースを招へい及びオンラインにより実施し、44か国・機関から官民合わせて306名の研修生が研修プログラムを修了。
- 2024年度は、バングラデシュ及びラオスの知財庁からそれぞれ1名ずつ長期研究生を招へい。

2024年度途上国人材育成研修



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/training/2024/index.html>

②フォローアップセミナーの開催

産業財産権人材育成協力事業の取組として、我が国で研修を受けた者に対する研修成果の持続、研修修了生間の連携を図り、各国国内における知的財産制度の普及啓発を支援することを目的に、我が国特許庁及び現地特許庁、並びに研修修了生で組織された同窓会の主催によるセミナーを開催。

- 2024年度は、マレーシア・ベトナム向けのフォローアップセミナーを現地で開催し、研修修了生をはじめとした196名が参加。

Follow-up Seminars



<https://www.jpo.go.jp/e/news/kokusai/developing/training/followup/index.html>

4. 模倣品問題への対応

(1) 政府模倣品・海賊版対策総合窓口

2004年8月より政府模倣品・海賊版対策総合窓口を設置し、模倣品・海賊版対策に関する政府の一元的な相談窓口として主に権利者からの相談を受付。

政府模倣品・海賊版対策総合窓口



<https://www.jpo.go.jp/support/ipr/index.html>

- 2024年の相談・情報提供の受付件数は、2023年の883件から1,007件へ増加した。このうち、インターネット取引関連の相談・情報提供が802件と、全体の79.6%を占める。

(2) 模倣品対策に必要な情報の収集・提供

海外進出日系企業を支援するため、JETRO海外事務所等に知的財産担当調査員を配置し、現地において調査活動や相談対応を実施。さらに、諸外国別に「模倣被害実態調査」、「模倣対策マニュアル」、「知的財産権侵害判例・事例集」などを作成・公表しているほか、世界各地で真贋判定等のセミナーも開催。加えて、外国における模倣品対策について、組織的・業種横断的な対応をする枠組みとして、国際知的財産保護フォーラム(IIPPF: International Intellectual Property Protection Forum)があり、約300の企業・団体が所属している(2002年設立)ところ、その共通事務経費について、特許庁から委託費(JETRO受託)として支出。また、関係省庁、民間団体と協力し、中国をはじめとする新興国の政府関係機関への申し入れを毎年実施。

諸外国の被害実態・制度運用等調査(官民合同ミッション等支援事業)



<https://www.jpo.go.jp/resources/report/mohohin/shogaikoku.html>

模倣対策マニュアル、知的財産権侵害判例・事例集、冒認関係報告書等



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/mohohin/manual.html>

(3) 消費者等に対する啓発活動

手口の巧妙化やインターネット上の取引等における被害が増加するなど、模倣品被害はますます複雑化・広範化しており、依然として、模倣品撲滅に向けた啓発活動等を通じて消費者意識の改善を図る必要がある。このような状況を踏まえ、国内消費者向けに知的財産権の重要性や模倣品の弊害を周知する「コピー商品撲滅キャンペーン」を2003年より実施。

コピー商品撲滅キャンペーン



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/mohohin/campaign/kawanzo/>

- 2024年度は新たに地理総合、家庭科でモデル授業を実施し、啓発授業向けウェブサイトを更新。全国の教師が知的財産権侵害防止授業を実践しやすいよう、「授業展開例」、「授業用スライド」、「授業用ワークシート」を作成のうえ、教師自身でも修正できるかたちで掲載。
- コピー商品撲滅キャンペーンイメージキャラクター「カワンゾちゃん」を使用したSNSアカウントを開設(模倣品販売の手口及び模倣品の危険性を消費者に伝えることを強化)。

5. グローバルなIT化に向けた取組

(1) 優先権書類の電子的交換

優先権書類を特許庁間で電子的に交換し、出願人による紙書類の提出を省略する取組を推進。現在、WIPO の「デジタルアクセスサービス (DAS)」を利用する特許庁との間で実施するもの及び日本特許庁と台湾智慧財産局との間で実施するもの（二庁間PDX）の2つの手段により利用可能。

- 2024年度には、提供庁として、ベルギー（特許）、ペルー（特許、実用、意匠）、ドイツ（特許、実用）がDASの運用を開始。また、取得庁として、ペルー（特許、実用、意匠）、カンボジア（特許、実用、意匠）がDASの運用を開始。2025年3月時点で、45の国・機関がDASに参加。

優先権書類の提出省略について
（優先権書類の特許庁間における電子的交換について）



<https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/yusen/das/index.html>

(2) グローバル・ドシエ

各国の特許出願の手续や審査に関連する情報（ドシエ情報）の共有や、ITを活用した新たな共通サービスの実現を目指す「グローバル・ドシエ構想」の下、五庁は、五庁が開発したドシエ情報を一括して参照可能なシステム「ワン・ポータル・ドシエ（OPD）」と、WIPOが開発したドシエ情報共有システム「WIPO-CASE」とを接続し、グローバルなドシエ情報の共有システムとしてユーザーに提供。

- 2024年度には、キューバがWIPO-CASEの運用を開始。2025年3月時点で、五庁に加えて35の国・機関がWIPO-CASEに参加。

五庁特許出願・審査情報の共有
に向けた取組について



https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/ip5/godai_patent_kyouyu.html

各国特許出願・審査情報の一般
ユーザーへの提供について



https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/ip5/patent_user.html

(3) WIPO標準に関する取組

WIPO標準委員会にて、公報などの知財データ提供に係る知財庁の役割をWIPO加盟国全体で標準化すべく議論を開始。知財データの更なる活用を通じて国境を越えた技術移転の促進やイノベーション創出に貢献することを目指す。

- 2024年度には、日本はサウジアラビアと共に上記議論の場となるタスクフォースの創設を新規に共同提案し承認された。

WIPO CWS Task Forces



<https://www.wipo.int/en/web/cws/taskforce/index>

6. 経済連携協定を通じた知的財産保護の取組

(1) 交渉中のEPA

我が国は、日・バングラデシュ経済連携協定（EPA）、日GCC（湾岸協力理事会）・EPA、日UAE・EPA等の交渉を実施中。日・バングラデシュEPAは、近年経済が大きく発展しているバングラデシュを相手とするEPAであり、2023年に両国政府間で行われた「あり得べき日・バングラデシュEPAに関する共同研究」の報告書における提言を踏まえ、2024年3月に

交渉開始を決定。以降、交渉会合を重ね、2025年4月に第5回交渉会合を開催。日GCC・EPAは2023年7月に交渉再開が決定し、新たに知財章も含める形で2024年12月に第1回交渉会合を開催。また、日UAE・EPAは2024年9月に交渉開始を決定し、同年11月に第1回交渉会合、2025年2月に第2回交渉会合を開催。